

# 条例の概要

## 茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例【概要版】

### 1 目的 (第1条)

○歯と口腔の健康づくりが県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定めるとともに、県及び関係者の役割を明らかにする。



○8020・6424運動(80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと)の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の豊かな生活に寄与。

### 2 基本理念 (第2条)

○県民が自らむし歯や歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むこと。  
○県内すべての地域において生涯を通じて必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境が整備されること。

### 3 各主体の役割等 (第3条-第8条)

○県の責務(総合的かつ計画的な施策の策定等)、市町村との連携協力等、関係者の役割(歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び保険者、県民)を明確化。

### 4 県歯科保健計画 (第9条)

○歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定。

### 5 市町村歯科保健計画 (第10条)

○県歯科保健計画の内容を踏まえ、市町村における歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定することができる。



## 6 基本的施策(第11条-第13条)

#### (1) 情報収集及び連携体制の構築等(第11条第1号)

○情報収集及び提供、歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる者等の連携体制の構築等

#### (2) 8020・6424運動の推進(第11条第2号)

○歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するための8020・6424運動の推進

#### (3) 幼児期及び学齢期の歯科疾患予防等(第11条第3号)

○フッ化物応用等の科学的根拠に基づいたむし歯や歯肉炎の予防対策

#### (4) 成人期の歯周病の予防等(第11条第4号)

○歯周病の予防対策

#### (5) 障害を有する者等への取組(第11条第5号)

○障害を有する者、介護を必要とする者及び高齢者の歯と口腔の健康づくり

#### (6) 喫煙等による歯周疾患対策(第11条第6号)

○喫煙等による歯周疾患への影響対策

#### (7) 人材の確保及び資質の向上(第11条第7号)

○歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上

#### (8) その他必要な事項(第11条第8号)

○前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

#### (9) 茨城県8020・6424運動推進期間(第12条)

○毎年11月8日から同月21日までを運動推進期間と定め、普及啓発に努める。

#### (10) 県民歯科保健基礎調査(第13条)

○おおむね5年ごとに県民の歯科保健の基礎調査を実施等

### 7 その他

○年次報告(第14条) ○財政上の措置(第15条)

### 8 施行日

公布の日